

2025年(令和7)2月12日

浜田市議会
議長 笹田 卓 様

日本国民救援会島根県本部
会長 大國 久美子
〒699-0721
出雲市大社町修理免

国に対し、「刑事訴訟法の再審規程（再審法）
の改正を求める意見書」の提出を求める請願

【請願の趣旨】

無実の人が、犯罪者として処罰を受ける「えん罪被害者」を救済するためにある再審の規定について、次の事項について改正を求める意見書を国へ提出していただきたくお願いいたします。

- 1 再審のためのすべての証拠の開示を制度化すること
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること

【請願の理由】

罪を犯していない人が、犯罪者として刑罰を受けるえん罪は、その人の人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性をも失わせるものです。再審とは、えん罪から無実の人を救済するための最後の手段として、確定した裁判をやりなおす制度です。

再審制度は、刑事訴訟法の中の「第4編 再審」435条から453条までの19の条文しかありません。しかも、戦後に日本国憲法39条（二重の処罰の禁止）を受けて不利益再審の規定を削除しただけで、そのほかの条文は1922年(大正11)に制定されたまま今日に至っています。再審の手続き、審理の方法、証拠の取扱いなどの重要な規定がないため、担当する裁判官の姿勢による「再審格差」が生まれているのが現状です。手続きやルールが定められていないことで、えん罪被害者が救済されないことはあってはなりません。

現状の再審の規定のなかで、とりわけ「証拠の開示」と「検察官の不服申立ての禁止」の規定が求められています。

（すべての証拠の開示）

裁判は証拠にもとづいて事実の認定を行います。えん罪をなくすためには、証拠をすべて開示させる制度が欠かせません。また、再審請求審では確定審までに提出されなかった新しい証拠によって無罪を立証しなければならないため、証拠の開示はとても重要です。

しかし、証拠のほとんどは強制捜査権をもつ警察・検察が持っており、有罪を覆すおそ



れのある証拠が隠されたまま有罪が確定してしまうことが後をたちません。えん罪被害者を救済するための再審では、すべての証拠を開示させる規定が特に重要です。

2010年（平成22）3月に再審無罪となった「松橋事件」では、弁護団が再審にむけて検察庁で証拠物の閲覧を行うなかで燃やしたはずの布切れを発見し、これが無実の証拠となりました。「湖東記念病院人工呼吸器事件」の確定審では、西山美香さんの自白以外には客観的証拠がないまま有罪となっていました。再審では2020年（令和2）3月に新証拠により、「亡くなった方の死因について致死的不整脈、遷延性低酸素状態による窒息によって死亡した可能性があり、本件は事件性が認められない」と無罪判決が出されました。

（検察官の不服申立の禁止）

もう一つ、再審がすすまない大きな壁となっているのは、再審開始決定に対して検察が不服申立てをすることです。再審を求める人たちは、このために再審開始決定を得るまでに多大な労力と年月を奪われています。再審開始決定に不満があれば再審公判で主張することができます。再審開始決定について不服申立てを認める必要性はありません。

袴田事件では、2014年（平成26）3月の静岡地裁の再審開始決定に対する検察の不服申立てにより、2023年（令和5）3月に再審開始決定が確定するまで実に9年も要しました。名張毒ぶどう酒事件では、1964年（昭和39）の一審無罪判決、2005年（平成17）には再審開始決定を得ながら、検察の不服申立てにより再審に到達できぬまま奥西勝さんは89歳で無念の獄死を遂げられました。ほかにも、鹿児島・大崎事件では再審開始決定が3度出されながら、そのたびに検察が不服申立てを行ったことにより、再審が実現しないまま原口さんは今年97歳を迎えています。

以上、再審についてのルールがないためにえん罪被害者の救済が速やかに行われない現状は人道上問題であり、正していく必要があります。

2016年（平成28）「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」附則第9条3項に、再審事件に関する証拠開示について今後検討することが盛り込まれました。しかし、2018年（平成30）に協議会が一度開催されただけで進んでいません。

貴議会から国会へ「意見書」を提出していただくことは協議の進展や法改正に向け大きな力になるとるものと考え、請願するものです。

紹介議員

牛 尾 昭

いし 稔 宏

佐々木 豊 治